

勉強会におけるケーススタディについて(案)

目的

過去の事例やその対応等についての勉強会を実施することにより、食中毒要綱における変更点を確認

方法

緊急時対応専門委員の中からコーディネーターを選出する。

コーディネーターは事務局の協力を得てケーススタディを実施する。

各ケーススタディは10～15分程度とし、その後意見交換を行う。

対象

基本要綱の対象となる緊急事態等	事案	コーディネーター	備考
<p>科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案</p>	<p>急性脳症多発事例</p>		
<p>又は に該当しないが、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案</p>	<p>(ダイオキシン類)</p>		